

令和4年6月16日
学校健康推進課

損害賠償請求控訴事件について

令和4年4月21日の本委員会にて東京地方裁判所の判決言渡しがあった旨を報告した損害賠償を求める争訟事件について、原告より控訴が提起されたため報告する。

- 1 事件名 損害賠償請求控訴事件
- 2 控訴状送達日 令和4年4月8日
(口頭弁論期日 令和4年6月21日)
- 3 当事者 控訴人(原審原告) 甲及び甲■■■■■■■■■■
被控訴人 世田谷区
- 4 原判決主文の表示
(1) 原告の請求をいずれも棄却する
(2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- 5 控訴の趣旨
(1) 原判決を取り消す。
(2) 被控訴人は控訴人甲らに対し、金41,207,800円及びこれに対する平成28年8月3日から支払済まで年5%の割合による金員を支払え。
(3) 訴訟費用は、一審、二審ともに、被控訴人の負担とする。
- 6 経緯及び控訴理由
当時■■■■■■■■■■の控訴人(原審原告)甲は、■■■■■■■■■■に区■■■■■■■■■■に参加した際に、宿泊したホテルの浴室において、他の■■■■■■■■■■が開けたドアにアキレス腱付近があたり(以下「本件事故」という。)、後日左アキレス腱断裂の診断を受けた。
控訴人(原審原告)は、本件事故は学校教育活動の一環として行われたにもかかわらず、■■■■■■■■■■に参加した校長及び教諭らは、■■■■■■■■■■だけで浴室に入室させるなど、■■■■■■■■■■の生命身体の安全配慮義務を怠ったなどとして、

区に損害賠償金、4,120万円余を支払うよう求めた。

その後、裁判の審理が行われ、令和4年3月28日に東京地方裁判所で判決言渡しがあり、原告■■■■の行動はホテルの大浴場の浴室に入る際の行動としてはおよそ想定不可能というほかなく、本件■■■■の教員が本件事故の発生を予見し得たということはできず、これを防止すべき注意義務があったということもできないなどとして原告の請求を棄却する旨の判決が出された。

控訴人（原審原告）は、原審の事故発生状況の事実認定に誤りがあるほか、教員に事故発生の予見義務がないとする理由に相当性はないとして、令和4年4月8日に東京地方裁判所の判決に対し全部不服である旨の控訴状が、令和4年5月26日には控訴理由書が東京高等裁判所に提出された。

7 今後の対応

引き続き、原判決の主旨を踏まえ、対応していく。